

第21回総会アピール

昨年8月の歴史的政権交代は、国内における人権確立のための課題の実現に大きなはずみをつけました。

IMADR-JCは、昨年7月の女性差別撤廃委員会による日本報告書審査、今年2月の人種差別撤廃委員会による日本報告書審査、さらにはさる5月のピレイ国連人権高等弁務官による日本公式訪問において、国内のマイノリティコミュニティやNGOの声を結集し、国内人権機関の早期設置や差別禁止法の制定、また個人通報制度を可能にする選択議定書の批准を強く促す勧告を引き出しました。また、狭山事件においては、5月に東京高等検察庁が一部証拠の開示を行ない、再審実現に向けた重い扉がようやく開き始めました。さらにアイヌ民族に関する権利確立においては、内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置され、アイヌ民族のメンバーを含むアイヌ政策推進会議が招集されるなど、課題は残るものの大きな前進を遂げています。

一方で、昨年の改定入管法・入管特例法・住民基本台帳法の公布により、外国人への人権法や政策がないまま監視・管理制度だけが強化され、日本の産業を支えてきた非正規移住労働者を一切排除し、人種主義や排外主義を煽っています。そのような中、在日コリアンが保有する当然の権利を執拗に攻撃する偏狭なナショナリズムが、インターネット等を通じて「善良なる市民」の仮面をつけて勢力を強めている危険な動きも見逃せません。また、普天間基地の移設問題は、日本国憲法前文の、「恐怖から免れて平和のうちに生存する権利」を琉球弧に住む人びとに保障しないことを明確に示しています。それにより、日本の沖縄に対する歴史的な差別に向きあわないばかりか、むしろそれを強化する結果を招いています。

これらの状況を踏まえ、本日この総会で、私たちは今年度の7つの重点取り組みを確認いたしました。これら取り組みを実現していくには、マイノリティコミュニティやIMADR-JCの会員を中心として、NGOそして市民社会の間のさらなる連携が欠かせません。1990年の創立から20年を経た今、ここに集まる私たちは、被差別当事者を中心とした「立ち上がり」とそれに共感する人びとの「つながり」を大切にしながら、これらの目標と取り組みを確認し、その実現にむけて努力を続けることを決意いたします。

2010年6月18日

反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)

第21回総会参加者一同